

○江差町議会傍聴規則

昭和 42 年 6 月 21 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴券の交付)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第 4 条 傍聴券の種別は、一般傍聴券及び団体傍聴券とする。

- 2 一般傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。
- 3 団体傍聴券は、その代表者又は責任者に交付する。
- 4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴証)

第 5 条 傍聴証は、報道関係者及び江差町職員で、議長が特に必要があると認める者に交付する。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

(傍聴券への記入)

第 6 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所氏名及び年齢を記入しなければならない。

- 2 団体傍聴券には、団体の名称、人員、代表者又は責任者の住所、氏名、年齢を記入しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第 7 条 傍聴人は、係員から要求されたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第 8 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終えて退場しようとするときはこれを返還しなければならない。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終つたときはこれを返還しなければならない。

(傍聴人の数の制限)

第9条 議長は、必要と認めるときは傍聴人の数を制限することができる。

(議場への入場禁止)

第10条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 つぎの各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器又は危険のおそれある器物を持つている者
- (2) 精神に異常があると認められる者
- (3) 酒気をおびていると認められる者
- (4) 異様な服装をしている者
- (5) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持つている者
- (6) 笛、太鼓、ラツパ、その他楽器類及び音響を発する器物を持つている者
- (7) 前各号のほか、氣勢を示すおそれのある者及び人に迷惑を及ぼすおそれのある器物を持つている者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席においてはつぎの事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻等を着用しないこと。但し病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 喫煙、飲食をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ又は不体裁を行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序をみだし、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等撮影及び録音等の禁止)

第13条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第 14 条 傍聴人は、秘密会を開く議決があつたときは、すみやかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 15 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 16 条 地方自治法第 130 条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか傍聴人がこの規則に違反したときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

附 則

- 1 この規則は公布の日から施行する。
- 2 第 3 条で定める傍聴券及び傍聴証の様式は、別表第 1 乃至第 3 による。
- 3 町議会傍聴人規則(昭和 22 年江差町規則第 6 号)は、この規則施行の日から廃止する。

別表第 1

(一般用) <u>No.</u>	
傍聴券	
昭和 年 月 日	
住所	
氏名	
生年月日	
江差町議会議長 印	

別表第 2

(団体用) <u>No.</u>	
傍聴券	
昭和 年 月 日	
団体名	
(人員 名)	
代表者又は責任者	
住所	
氏名	
生年月日	
江差町議会議長 印	

別表第3

<u>No.</u>	
傍聴証	
昭和 年 第 回	定例会 臨時会
所属	
職氏名	
江差町議会議長 印	